

2 人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

(1) 景観

ア 調査

(ア) 調査項目

本事業に伴う景観への影響については、予測、評価に係る基礎資料を得ることを目的として、下記項目を調査した。

a 地域景観の特性

- (a) 地域景観の状況
- (b) 主要な景観資源
- (c) 主要な眺望点

b 自然的及び社会的状況

- (a) 規制等の状況
- (b) 土地利用の状況

(イ) 調査地域

調査地域は、事業の実施により景観が影響を受けるおそれのある周辺最大 8 km 程度の地域とした。

(ウ) 調査手法

調査方法は、入手可能な最新の文献その他資料、影響想定地域（景観）の現地踏査及び代表的眺望点からの写真撮影により、景観の状況を把握する方法とした。

(エ) 調査結果

a 地域景観の特性

(a) 地域景観の状況

地域景観の現況は、「第3章 2(2)地域の自然的状況に係る項目 ウ 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況」(p. 3-67~3-82)に記載した。

事業実施想定区域の敷地内には、現発寒清掃工場及び破碎工場が存在しており、比較的遠方から煙突等の構造物を視認することができ、既に地域景観の要素となっている。

また、事業実施想定区域周辺の地形は平坦で、近隣には工業団地及び商業地域、手稲区には住宅地が分布しており、外部からの旅行者等が訪れるような観光スポットは比較的少ない地域である。

(b) 主要な景観資源

① 自然景観資源

影響想定地域（景観）における自然景観資源の概要を、表 5-2-1-1 に記載する。

表 5-2-1-1 自然景観資源の概要 ^{47) 48)}

類型	自然景観資源	名称	概要
山地景観	特定植物群落	手稲星置の滝自然林	遠方からは視認できない。
		札幌円山天然林	国指定天然記念物。
	火山	手稲山	遠方から視認できる。
	火山群	手稲火山群	遠方から視認できる。
	特徴的な稜線	手稲山	遠方から視認できる。
河川景観	滝	平和の滝	遠方からは視認できない。
		星置の滝	遠方からは視認できない。
		乙女の滝	遠方からは視認できない。

注：第3章 表 3-2-2-14 (p.3-67) の再掲載。

② 札幌景観資産

影響想定地域（景観）における札幌景観資産を、表 5-2-1-2 に示す。

表 5-2-1-2 影響想定地域（景観）における札幌景観資産 ⁴⁹⁾

景観資産の名称	建設年	構造	所在地
日本食品製造合資会社旧工場	昭和4年	れんが造	西区八軒1条西1丁目13-1

注：第3章 表 3-2-2-15 (p.3-69) の再掲載。

③ 市民主体の景観資源

市民主体の景観資源として、「景観の種（活用促進景観資源）」及び新川桜並木があり、表 5-2-1-3 に示す。

表 5-2-1-3 市民主体の景観資源 ⁴⁹⁾

景観資源の名称	所在地	備考
ラベンダー通りを中心とした宮の沢中央地区	西区宮の沢中央地区二十四軒・手稲通	景観の種
ポプラ通り（屯田防風林）	北区屯田及び新琴似	
ていね夏あかり	手稲区内	
新川桜並木	北区から手稲区にわたる河川沿い	散策路

47) 環境庁「第4回自然環境保全基礎調査 自然景観情報図 北海道(胆振・石狩・空知)」(平成7年)

48) 環境庁「第3回自然環境保全基礎調査 日本の自然景観 北海道版」(平成元年)

49) 札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課ホームページ「景観の種(活用促進景観資源)」

(c) 主要な眺望点 (近景～遠景)

影響想定地域 (景観) における主要な眺望点として、表 5-2-1-4 に示す 20 地点を抽出した。外部からの観光客等が訪れる眺望点は、遠方に存在する。

これらの地点で、現発寒清掃工場 (構造物) が視認できる 14 地点 (○印) については、計画する新工場を視認できる可能性が高いと判断し、この中から予測地点を選定した。

なお、できるだけ煙突以外の構造物を視認できる地点で、かつ、不特定多数の人が集まる可能性のある公共的な場所を予測地点に抽出した。

表 5-2-1-4 影響想定地域 (景観) における主要な眺望点

地点番号	主要な眺望点となる場所	景観の区分	眺望可能な景観資源 (事業地方向)	現工場の視認可否	事業実施想定区域からの距離
①	新発寒カッコウ公園	近景域	特になし	○	約 180m
②	北発寒公園		特になし	△	約 360m
③	発寒いこい公園		札幌岳方面スカイライン	○	約 420m
④	発寒公園		特になし	○	約 600m
⑤	新川西会館/新川桜並木	中景域	手稲山スカイライン	○	約 900m
⑥	発寒青空公園(新川土手)		手稲山スカイライン	○	約 950m
⑦	農試公園(屋内広場裏の高台)		特になし	△	約 2.5 km
⑧	鉄興公園(パークゴルフ場)		特になし	○	約 820m
⑨	発寒西公園(野球場)		特になし	○	約 1.4 km
⑩	西宮の沢ラベンダー通		特になし	△	約 1.9 km
⑪	稲積公園(テニスコート)		特になし	△	約 1.8 km
⑫	宮丘公園(遊戯広場)		石狩湾及び厚田丘陵地	○	約 3.0 km
⑬	富丘西公園(手稲中学校側)		特になし	○	約 2.7 km
⑭	日本食品製造合資会社(レンガの館)		他になし	×	約 3.5 km
⑮	ポプラ通り(屯田防風林)	他になし	×	約 3.9 km	
⑯	JR タワー展望台	遠景域	石狩湾	○	約 7.1 km
⑰	市役所展望回廊		特になし	○	約 7.7 km
⑱	手稲山(ハイランド*スキー場)		石狩湾	×	約 7.0 km
⑲	前田森林公園(ながめの丘)		手稲山スカイライン	○	約 3.9 km
⑳	北海道科学大学		特になし	○	約 3.7 km
参考	モエレ沼公園(モエレ山)		手稲山スカイライン	○	約 11.6 km

注 1 : 近景は周囲約 500m 内、中景は約 3 km 内、遠景は 3 km 外とした。

注 2 : 現発寒清掃工場の視認可否における「○」は現工場を視認でき、「×」はできないことを示す。「△」は煙突及び建屋のほとんどが視認できないことを示す。

注 3 : 地点番号は、図 3-2-2-10(1)～図 3-2-2-10(3)に対応している。

b 自然的及び社会的状況

(a) 規制等の状況

① 景観法

景観法では、良好な景観の形成に関する基本理念を定め、国、自治体、事業者及び住民の責務を示している。本市では、景観法に基づく「札幌市景観計画」及び「札幌市景観条例」を施行しており、景観計画区域及び景観計画重点区域において、表 5-2-1-5 に示す届出対象行為・規模に該当する場合、工事着手前の届出を必要としている⁴⁶⁾。

事業実施想定区域は景観計画区域に該当し、規模要件が届出対象となる。

② 札幌市景観条例

札幌市景観条例は、「札幌らしい個性的で魅力的な都市景観の形成を推進し、もって快適な都市環境の創造と市民文化の向上に資すること」を目的として平成 10 年 3 月に制定し、景観法制定に応じ平成 19 年 12 月に改正した。

事業実施想定区域は、同条例における「高度地区」※には該当しないが、新工場が高さ 31m 以上の煙突（工作物）を有し、延床面積 10,000 m²以上の建築物となる計画である。よって、以下に記載する景観への配慮を行う計画とし、「札幌市公共施設等景観デザインガイドライン」⁹⁹⁾ や「色彩景観基準運用指針」¹⁰⁰⁾ の活用も検討する。

- ・ 地形や水辺等の自然環境を生かす
- ・ 歴史的なまちの遺構を生かし、質を高める
- ・ 山並みやランドマークへの見通しに配慮する
- ・ 街並みとの連続感をつくる
- ・ 歩行者の視点でのスケール感を大切にする
- ・ 意匠に配慮する
- ・ 付帯設備等に配慮する
- ・ 工作物に配慮する
- ・ 外構に配慮する
- ・ 広告物等に配慮する

46) 札幌市市民まちづくり局都市計画部「札幌市景観計画」（平成 29 年 2 月）

99) 札幌市市民まちづくり局都市計画部「札幌市公共施設等景観デザインガイドライン」（平成 20 年 4 月）

100) 札幌市市民まちづくり局都市計画部「色彩景観基準運用指針（札幌の景観色 70 色）」

※ **高度地区**：市街地の環境を維持し、またその利用を進めるため、建築物の高さの限度を定めるもの。本市では、秩序ある街並みの形成を下支えする観点から、市街地の特性に応じて建築物の高さを 18m から 60m まで段階的に制限しているほか、低層住宅地に南接している区域については、北側斜線と複合した高さの最高限度を定めている。
また、郊外の低層住宅地では、日照や通風、採光を確保するため、建築物の高さを、北側隣地境界等からの距離に応じて制限している。

表 5-2-1-5 札幌市景観条例の届出対象となる建築物及び工作物

建築物	延べ面積が10,000㎡(札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域* ³ 内にあつては5,000㎡)を超えるもの	
	高度地区の指定がある場合	高度地区* ⁴ の種類
		18m高度地区、18m北側斜線高度地区
		24m高度地区
		27m高度地区、27m北側斜線高度地区
		33m高度地区、33m北側斜線高度地区
上記以外の地区		
指定なし		
高さ		
15mを超えるもの		
18mを超えるもの		
21mを超えるもの		
31mを超えるもの		
壁面の長さが50mを超えるもの(高さが10mを超えるものに限る)		
工作物	橋りょう・擁壁などを除く	築造面積が2,000㎡を超えるもの
		高さが31mを超えるもの
	橋りょう・高架道路・高架鉄道等	延長(橋りょうにあつては橋長)が50mを超えるもの
	擁壁等	延長が50mを超え、かつ最高の高さが6mを超えるもの
* 3 都市機能誘導区域:都市再生特別措置法第81条の規定により定める札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域(都心)及び都市機能誘導区域(地域交流拠点)(詳細は31~34ページ参照)		
* 4 高度地区:都市計画法第8条第1項第3号の規定により、建築物の高さの最高限度を定める地区		

注: は当該施設計画に該当する部分を示す。

出典)「札幌市景観条例」(平成19年12月施行)

③ 航空法

航空法第51条では、地上より高さ60mを超える建造物等には航空障害灯の設置を義務付け、骨組構造の建造物や細長い煙突に昼間障害標識(赤白等の塗装)の設置を義務付けているものがある。

ただし、煙突等については、水平方向360度から視認され得る最小投影幅が高さの10分の1以下であれば鉄塔と同様の扱いとし、10分の1を超えるものであればビル等建物と同様の扱いとしている。

ビル等の建物は、航空障害灯として、①中光度赤色航空障害灯と低光度航空障害灯の組合せ、②低光度航空障害灯、のいずれかを設置する必要があり、塗色による標識の設置は不要となる。

(b) 土地利用の状況

事業実施想定区域周辺の土地利用の状況は、第3章の地域の社会状況に示したとおり、東側は発寒工業団地、西側は追分通を挟んで住宅地域がある。

西側の手稲区新発寒地区には、学校や住宅地のほか、病院や福祉施設も存在している。

イ 予測

(ア) 予測項目

予測項目は、地域景観の特性に係る変化の程度及び代表的な眺望点からの眺望に係る変化の程度とし、以下の項目とした。

- a 地域景観の特性に係る変化
- b 代表的な眺望点からの眺望の変化

(イ) 予測時期

予測時期は、施設が通常稼働する将来の供用時とした。

(ウ) 予測地域

本事業は、現工場の西側に隣接する事業実施想定区域（現有の市有地内）を候補地としており、焼却施設の煙突高さは現工場と同じ100m程度を想定する。

将来の施設供用による景観への影響は、施設形状や高さの類似する現工場が眺望可能な地点に及ぶ可能性があるとし、最大8kmの範囲を対象とした。

景観の予測地点は、表5-2-1-6に示す20地点のうち、計画する施設の供用により景観の特性や眺望の変化が想定される7地点を選定した。また、予測地点は複数案による違いを把握できる地点とした。

景観の予測地点を、図5-2-1-2(1)及び図5-2-1-2(2)に示す。

- a 影響想定区域における周囲約500m内の近景域（代表点1箇所）
- b 影響想定区域における周囲約3km内の中景域（代表点4箇所）
- c 影響想定区域における周囲約3km外の遠景域（代表点2箇所）

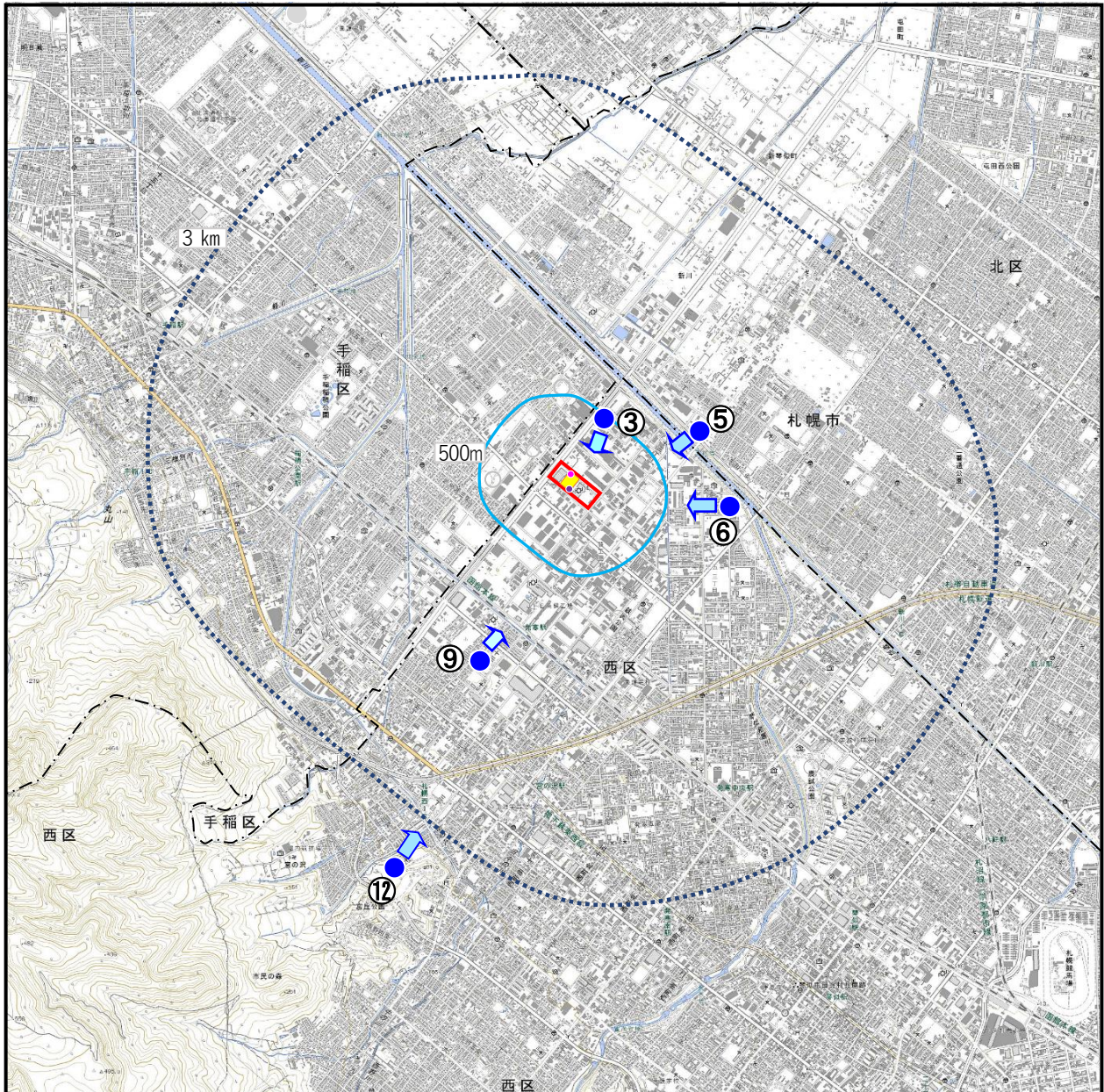
表 5-2-1-6 影響想定地域（景観）の主要な眺望点と予測地点

施設名		景観の区分	予測地点の選定	眺望可能な景観資源 (事業地方向)
①	新発寒カッコウ公園	近景域 周囲約 500m内	△	特になし
②	北発寒公園		×	特になし
③	発寒いこい公園		◎	札幌岳方向スカイライン
④	発寒公園(野球場)		△	特になし
⑤	新川西会館/新川桜並木	中景域 周囲約 3km内	◎	手稲山方向スカイライン
⑥	発寒青空公園(新川土手)		◎	手稲山方向スカイライン
⑦	農試公園(屋内広場裏高台)		×	特になし
⑧	鉄興公園(パークゴルフ場)		△	特になし
⑨	発寒西公園(野球場)		◎	特になし
⑩	西宮の沢ラベンダー通		×	特になし
⑪	稻積公園(テニスコート)		—	特になし
⑫	宮丘公園(遊戯広場)		◎	石狩湾及び厚田丘陵地
⑬	富丘西公園(手稲中学校側)	△	特になし	
⑭	日本食品製造合資会社(レンガの館)	遠景域 周囲約 3km外	—	特になし(ビルで阻害)
⑮	ポプラ通り(屯田防風林)		—	特になし(防風林で阻害)
⑯	JRタワー展望台		◎	石狩湾
⑰	市役所展望回廊		△	石狩湾
⑱	手稲山(ハイランドスキ-場)		—	石狩湾等
⑲	前田森林公園(ながめの丘)		◎	手稲山方向スカイライン
⑳	北海道科学大学		△	特になし

注：「◎」は予測地点とした箇所、「△」は現工場が視認できるが影響を予測しない地点を示す。

「×」は現工場がほとんど見えず、事業実施の影響が及ばないと判断した地点を示す。

「—」は現工場が視認できず、将来も景観が変化することはない地点を示す。



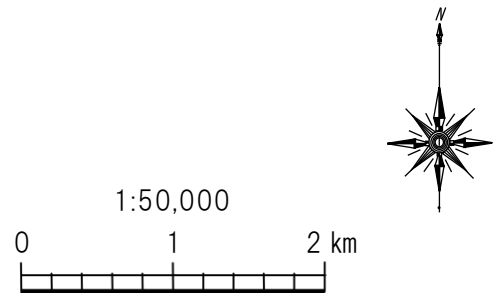
凡 例	
	事業実施想定区域
	施設配置A案 (南側煙突)
	施設配置B案 (北側煙突)
	中景域(周囲約3km内)
	近景域(周囲約500m内)
	区 界
	眺 望 方 向
	景観予測地点 (中近景域)
③	発寒いこい公園
⑤	新川西会館/新川桜並木
⑥	発寒青空公園(新川土手)
⑨	発寒西公園(野球場)
⑫	宮丘公園(遊戯広場)

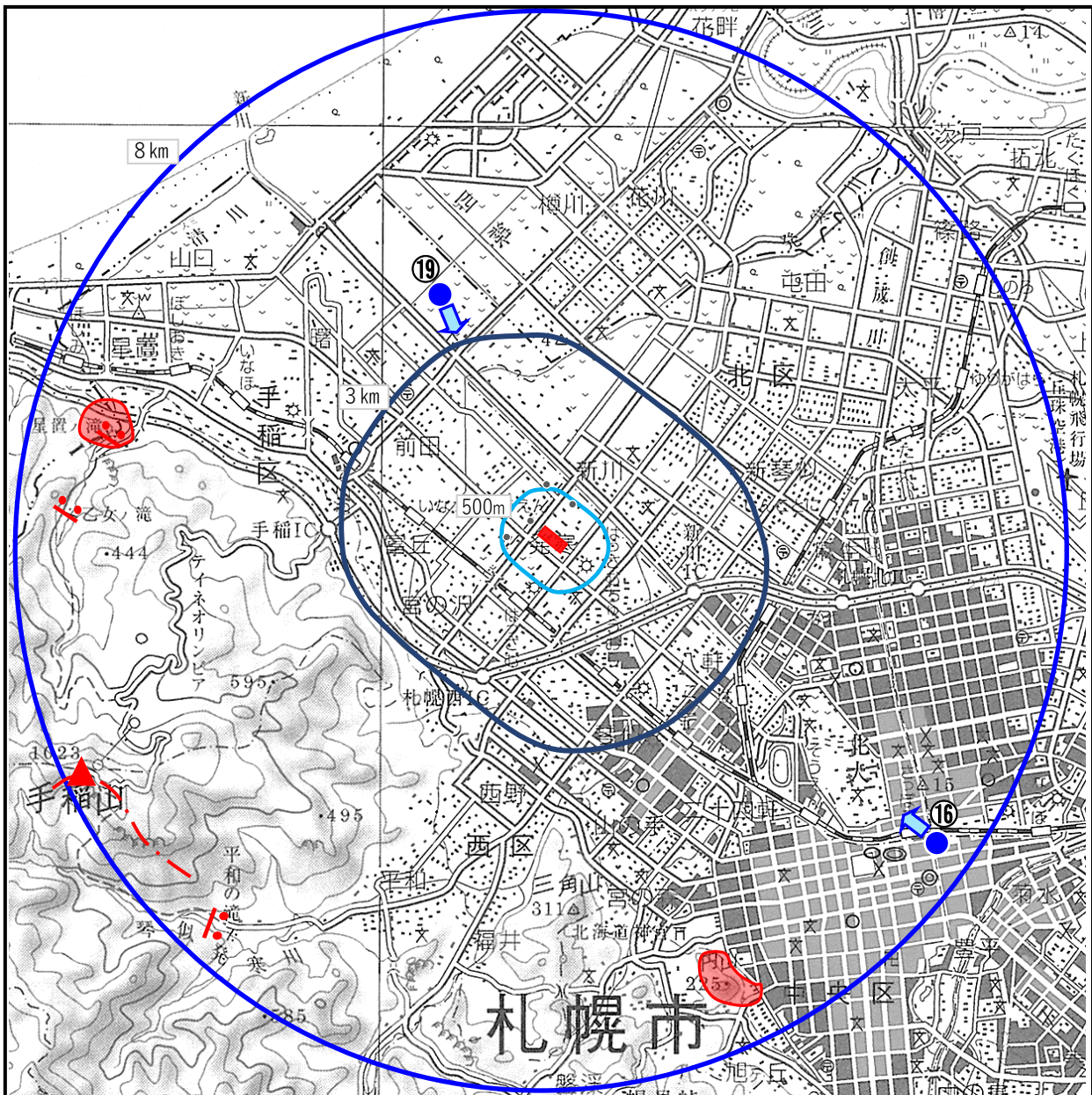
注：地点番号は、本文中表 5-2-1-6 に対応している。

図 5-2-1-2(1)

景観の予測地点(中近景域)

※国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和2年11月17日発行)を使用したものである。



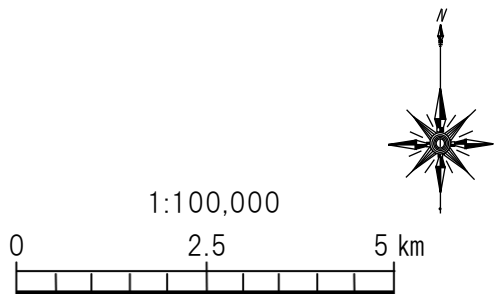


凡 例	
	事業実施想定区域
	区 界
	市 界
	影響想定地域(景観)
	近景域(周囲約500m内)
	中景域(周囲約3km内)
	自然景観資源
	景観予測地点(遠景域)
	眺望方向
	J R タワー展望台
	前田森林公園(ながめの丘)

注：地点番号は、本文中の表 5-2-1-6 に対応している。

図 5-2-1-2(2)
景観の予測地点(遠景域)

※この地図は、国土地理院発行の20万分の1地勢図(札幌)を拡大して使用したものである。



(エ) 予測方法

a 予測方法

(a) 地域景観の特性の変化

周辺の土地利用や事業計画を基に、地域景観の変化を定性的に推定する方法とした。

(b) 代表的な眺望点からの眺望の変化

現況写真に施設の完成予想概図を合成したモンタージュを作成し、眺望の変化を定性的に予測する手法とした。

b 予測条件

対象とする複数案は、表 5-2-1-7 に示す施設配置に係る計画 2 案とし、昼間の景観を対象とした。

ここで、建築物形状は未確定な段階であるため、一般的な清掃工場の外観を仮定した。

また、景観の変化については、予測地点の現景観写真を基に表 5-2-1-8 の煙突までの距離を設定して予測を行った。

表 5-2-1-7 景観に係る施設の複数案（予測条件）

区 分	施設配置に係る複数案の設定	
	A 案	B 案
煙突位置	敷地南側	敷地北側
建物規模(面積、高さ)	焼却施設 12,500m ² 、建物高さ 60m	
煙突高さ等	高さ 100m、幅 12m	

表 5-2-1-8 眺望点から煙突までの距離

地点 番号	予測地点	地盤 標高 (m)	煙突までの水平距離(m)		
			既存 施設	計画する新清掃工場	
				A 案	B 案
③	発寒いこい公園	5	580	640	540
⑤	新川西会館/桜並木	9	960	1,140	1,040
⑥	発寒青空公園	10	1,050	1,240	1,160
⑨	発寒西公園	13	1,540	1,470	1,570
⑫	宮丘公園	66	3,140	3,080	3,180
⑯	JR タワー展望台	160	7,250	7,350	7,400
⑲	前田森林公園	12	4,150	4,050	4,020

注 1：事業実施想定区域の標高は約 5m である。

2：地点番号③～⑫は図 5-2-1-2(1)、⑯と⑲は図 5-2-1-2(2)に対応している。

3：**太字**は、施設配置 2 案の比較において、煙突からの距離が近い案を示す。

(オ) 予測結果

a 地域景観の特性に係る変化

地域景観の特性に係る変化は、現況の特性を整理した上で、事業計画をもとに、煙突高さ及び施設配置の複数案ごとに定性的に予測した。

表 5-2-1-9 に、地域景観の特性にかかる変化の予測結果をまとめた。

いずれの地域も現工場から大きく変化せず、周辺環境に調査したデザイン等を採用することにより、景観への影響を低減することが可能と考える。

表 5-2-1-9 地域景観の特性に係る変化の予測結果

予測地域	地域景観の特性に係る変化		
	地域景観の特性	施設配置 A 案（南側煙突）	施設配置 B 案（北側煙突）
近景域	観光客等が訪れるような主要な眺望点は存在しない。 景観資源は手稲山～札幌岳方向のスカイラインが代表的。 現工場が既に地域景観として認識されている。	（A 案、B 案に共通） ・近景域では、施設が西側の手稲区方向に近づくため、住宅地等からの景観の変化は比較的大きいと予想されるが、現在の清掃工場がすでに景観として認識されている。 ・現工場から大きく変化せず、周辺景観に調和したデザイン等の採用により、更に影響を低減することが可能。	
		敷地西側の住居地域では南側煙突配置 A 案の方が、景観に及ぼす影響は小さい。	施設南側の事業場及び福祉施設等は、北側煙突配置 B 案の方が、景観に及ぼす影響は小さい。
中景域	観光客等が訪れるような主要な眺望点は存在しない。 眺望可能な景観資源は手稲山方向のスカイラインが代表的。 予測地点は、現工場が既に地域景観として認識されている。	（A 案、B 案に共通） ・煙突高さ、施設配置によらず景観の特性に係る変化の程度は比較的小さい。現在の清掃工場がすでに景観として認識されている。	
		A 案の煙突位置は B 案よりも視認しやすいが、現在赤白塗装の外観のため、周辺に調和したデザイン採用により影響を緩和することが可能。	B 案の煙突位置は A 案よりも視認しにくく、景観への影響の少ないデザインへ変更することで影響を更に低減することが可能。
遠景域	市内代表的眺望点の JR タワ-展望台までは約 7km 距離があり、景観に占める施設の割合が極めて小さい。	（A 案、B 案に共通） ・煙突高さ、施設配置によらず景観の特性に係る変化の程度は小さい。 ・周辺景観に調和したデザイン等の採用により、更に影響を低減することが可能。	

b 代表的な眺望点からの眺望の変化

(a) 眺望の変化の程度

景観の予測は、施設（新工場）の供用により景観の特性や眺望の変化が想定される5地点を選定し、眺望の変化の状況をまとめた。

眺望の変化（煙突の視認状況）に係る予測結果を表5-2-1-10及び表5-2-1-11に示す。また、次頁以後の図5-2-1(1)～図5-2-2(7)には、視覚で確認するため写真を用いた予測結果（フォトモンタージュ）を示す。

現況からの変化が大きい地点は、⑥発寒青空公園及び⑨発寒西公園であり、特に発寒西公園ではB案における煙突がほとんど視認できなくなると予測する。

その他の地点では、煙突の見え方が10～20%程度変化し、中景域では現況同等あるいは施設が視認しにくくなり、比較的眺望が改善する地点が多い。

今後の設計において、施設形状・意匠・色彩は、周辺環境と調和するものとする計画であるため、いずれの案においても重大な影響は生じないと評価する。

表 5-2-1-10 眺望の変化（煙突の視認できる高さ）に係る予測結果
(単位：m)

地点 番号	予測地点	地盤 標高	煙突の視認できる高さ		
			既存 煙突	計画する新工場	
				A案	B案
③	発寒いこい公園	5	約85	約65	約50
⑤	新川西会館/桜並木	9	約80	約80	約70
⑥	発寒青空公園	10	約80	約65	約20
⑨	発寒西公園	13	約55	約30	0
⑫	宮丘公園	66	約85	約65	約70
⑯	JRタワー展望台	160	約100	約100	約100
⑲	前田森林公園	12	約55	約30	約55

注1：地点番号③～⑫は図5-2-1-2(1)、⑯、⑲は図5-2-1-2(2)に対応している。
 2：計画する新工場の煙突長さの予測は、現工場が存在しない状況を想定した。
 3：**太字**は施設配置2案の比較において、煙突がよく視認できる案を示す。

表 5-2-1-11 煙突及び建物の視認状況に係る変化の状況

地点 番号	予測地点	煙突及び建物の見え方の改善状況	
		A案	B案
③	発寒いこい公園	× 建物と煙突が近付いて見える。	× 建物と煙突が近付いて見える。
⑤	新川西会館/桜並木	△ 建物上部が良く見える。	△ 建物上部が良く見える。
⑥	発寒青空公園	○ 煙突上部が半分見える。	◎ 煙突はほとんど隠れる。
⑨	発寒西公園	○ 煙突上部が一部見える。	◎ 煙突/建物はすべて隠れる。
⑫	宮丘公園	△ 煙突上部が良く見える。	△ 煙突上部が良く見える。
⑯	JRタワー展望台	△ 建屋・煙突がすべて見える。	△ 建屋・煙突がすべて見える。
⑲	前田森林公園	○ 煙突下部が樹木に隠れる。	△ 視認状況はほぼ変化ない。

注1：地点番号③～⑫は図5-2-1-2(1)、⑯、⑲は図5-2-1-2(2)に対応している。
 2：見え方の改善状況は、施設建屋及び煙突が現況より見えにくくなる場合○、見えやすくなる場合×、ほぼ変わらない場合△、視認できなくなる場合◎とした。
 3：**太字**は施設配置2案に差があり、煙突等の構造物を視認しやすい案を示す。



図 5-2-2(1) 地点③ 発寒いこい公園からの眺望の変化



【施設は西側に移動するが、煙突及び建物上部がよく見える。手稲山スカイラインは大きく変化しない】



【煙突はさらに西側に移動し建物上部は良く見える。手稲山方向のスカイラインの切断状況は変わらない】

図 5-2-2(2) 地点⑤ 新川桜並木からの眺望の変化



施設配置 A 案



【煙突がわずかに南側に移動し下部が隠れるが、手稲山方向のスカイラインの切断状況は大きく変わらない】

施設配置 B 案



【煙突が北側へ移動し、手稲山方向のスカイラインが見えるようになり、眺望が改善する】

図 5-2-2(3) 地点⑥ 発寒青空公園からの眺望の変化



図 5-2-2(4) 地点⑨ 発寒西公園からの眺望の変化



【建屋上部と煙突が左方向に視認できる。石狩丘陵の稜線に与える影響は現況と変わらない】



【建屋上部と煙突がやや左方向に移動するが視認できる。A 案と大きく変化しない】

図 5-2-2(5) 地点⑫ 宮丘公園 遊戯広場からの眺望の変化



図 5-2-2(6) 地点⑯ JR タワーからの眺望の変化



施設配置 A 案



【煙突上部が南側に移動。樹木の陰で視認しにくくなるが、眺望はほとんど変化しない】

施設配置 B 案



【煙突上部がやや南側に移動。視認できる高さはほぼ変わらず、眺望は変化しない】

図 5-2-2(7) 地点⑱ 前田森林公園(ながめの丘)からの眺望の変化

ウ 評価

(ア) 評価方法

a 影響の程度の比較

景観の環境影響について、調査及び予測の結果を踏まえ、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、比較する方法とした。

(イ) 評価結果

施設の供用に伴う景観の評価結果を、表 5-2-1-12 に示す。

現清掃工場の建屋及び煙突が地域の景観としてすでに認識されていることから、現況から景観や眺望が大きく変化する地点は少ない。

計画する新工場については、周辺環境に調和したデザイン等を採用することにより、更に影響を低減することが可能と評価する。

表 5-2-1-12 施設の供用に伴う景観の評価結果

評価項目	種別	景観の影響	
		施設配置 A 案（南側煙突案）	施設配置 B 案（北側煙突案）
景観及び眺望の変化の程度	影響の程度の比較	近景域	手稲区方向に移動し、住宅地等からの景観変化は比較的大きい。但し、現清掃工場が既に景観として認識されている。西側の住居地域は A 案の方が影響は小さく、南側の事業場や福祉施設等は B 案の方が影響は小さい。
		中景域	施設配置によらず景観の特性に係る変化の程度は比較的小さい。現清掃工場がすでに景観として認識されている。A 案煙突位置は B 案よりも視認しやすい。
		遠景域	煙突高さ、施設配置によらず景観の特性に係る変化の程度は小さい。
		全体	周辺景観に調和したデザイン等の採用により、更に影響を低減することが可能。

